⑧　【15．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴　（略）

⑵　「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第１に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑶　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑷　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）～ⅲ）　（略）

ⅳ）誘導ＢＥＩ　誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅴ）誘導ＢＥＩの基準値　誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑸　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

ⅰ）非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第１号ロ⑴の基準」又は「基準省令第10条第１号ロ⑵の基準」に、令和４年改正基準省令附則第３項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

ⅱ）一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。

⑨～⑫　（略）

⑧　【15．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」、「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴　（略）

⑵　「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑶　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑷　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）～ⅲ）　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

⑨～⑫　（略）